

# 財政運営について

# 令和4年度の失業等給付の収支イメージ

- 令和4年度の失業等給付等の支出に対して、保険料率の軽減により生じた差引剰余▲0.8兆円は、積立金を取り崩すこととなる。
- 令和4年度の雇用調整助成金の一般会計負担分以外の財源に充当するため、0.5兆円を積立金から雇用安定事業費へ貸し出すこととなる。

(単位:億円)

	2年度	3年度 収支イメージ(注1)	4年度 予算案
収 入	4,087	2.2兆円	0.8兆円
うち 保険料収入	3,809	0.4兆円	<u>0.8兆円</u>
うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	1.8兆円	0.0兆円
支 出	15,180	1.6兆円	1.6兆円
うち 失業等給付費	13,826	1.4兆円	1.4兆円
差 引 剰 余	▲ 11,094	0.6兆円	▲0.8兆円
雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給(見込み)額)	▲13,951 (30,094)	▲1.2兆円 (2.7兆円)	<u>▲0.5兆円</u>
積 立 金 残 高 (雇用安定事業費へ貸出累計)	19,826 (13,951)	1.3兆円 (2.6兆円)	<u>0.0兆円</u> (3.1兆円)

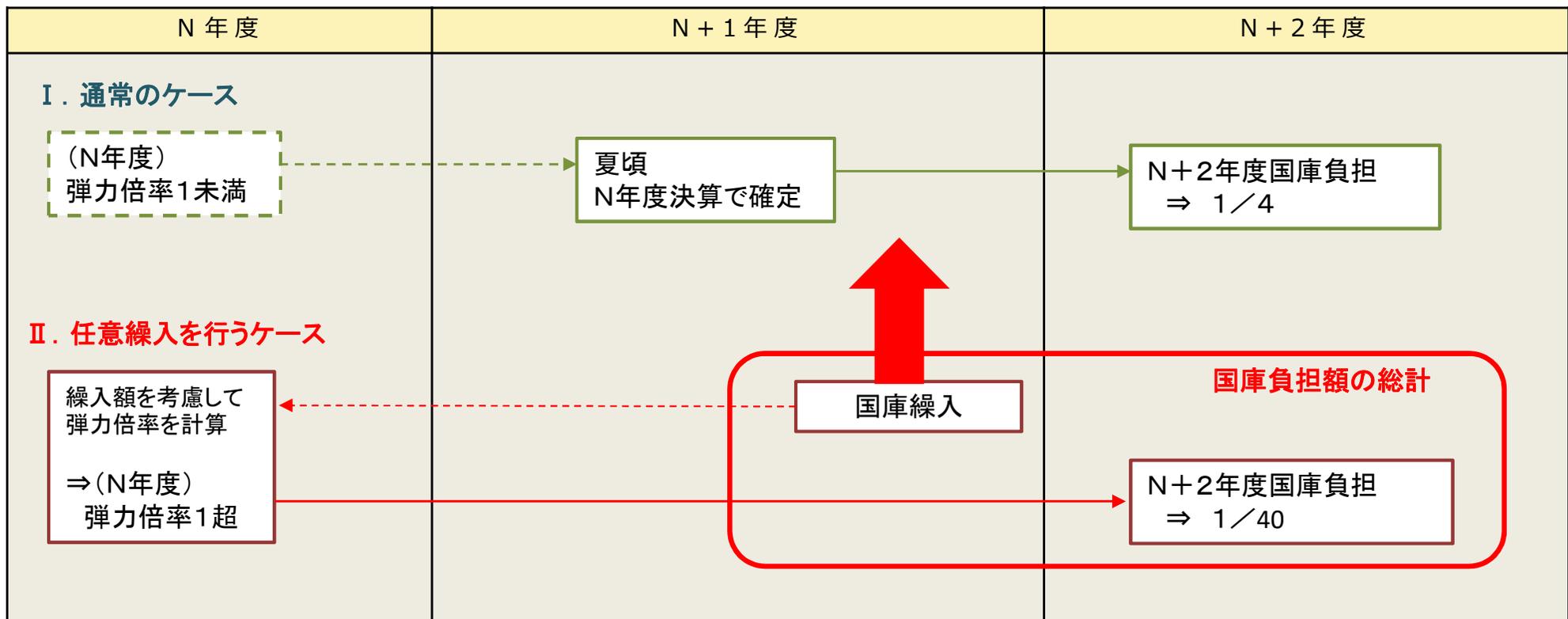
- (注) 1. 上記表のうち令和2年度までは決算額(翌年度繰越額含む)、令和3年度は補正予算と勘定内の予算のやりくりも踏まえた年度末の見込額を計上している。  
 2. 令和2年度から育児休業給付にかかる収支を区分している。  
 3. 各年度の積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき金額が含まれている。  
 4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 新しい国庫繰入規定の運用イメージ

## 判断指標（案）

以下の場合に、N + 2年度における国庫負担割合を1 / 4とする。

- N年度の実受給者実人員が70万人以上、かつ、
  - N年度決算の弾力倍率が1未満である
- ※ 国庫負担に関して弾力倍率を計算する際、N + 1年度に任意繰入を行った額も計算上考慮する。



(注) 保険料に関する弾力倍率を計算する際は、N + 1年度の弾力倍率が1を超える場合は、N+3年度の保険料率の引上げを避けることにつながる。

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース①（N+1年度55万人、N+2年度70万人）

〈国庫繰入が想定されるケース〉

- ①収支が崩れ失業等給付費等の支給停止を防止する必要。
  - ②積立金残高が著しく不足しており、雇用保険財政の安定化が必要。
  - ③N年度の雇用調整助成金等への追加貸し出しが必要。
- （※次年度の当初予算も組めないおそれ）

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	70万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	0.8兆円	1.6兆円	1.6兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	2.0兆円
差引剰余	▲0.8兆円	▲0.2兆円	▲0.4兆円
積立金残高	0.0兆円	① ▲0.2兆円	② ▲0.6兆円



	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	55万人	70万人
保険料率	0.8%	0.8%
収入	1.8+X兆円 (繰入れ0.2+X兆円)	2.0+Y兆円 (繰入れ0.4+Y兆円)
支出	1.8兆円	2.0兆円
差引剰余	X兆円	Y兆円
積立金残高	X兆円	Y兆円

弾力倍率(国庫負担) N=0未満 N+1=0未満 N+2= 0未満

〔 N+2年度の弾力倍率1となる  
積立金水準:1.8兆円 〕

※ 収支や積立金残高等を踏まえ雇用保険財政の安定化のために繰入

- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース①（N+1年度55万人、N+2年度70万人）

※仮に国庫負担割合が、N年度以降1/4となった場合

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	70万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	1.0兆円	1.8兆円	1.9兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	2.0兆円
差引剰余	▲0.6兆円	0.0兆円	▲0.1兆円
積立金残高	0.2兆円	0.2兆円	0.1兆円

← 本則となった場合、  
+2,000~3,000億円程度

※国庫負担割合が本則であっても、  
別途措置される仕組みがない場合、  
収支が耐えられないおそれ。

- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース②（N+1年度55万人、N+2年度55万人）

〈国庫繰入が想定されるケース〉

- ①収支が崩れ失業等給付費等の支給停止を防止する必要。
  - ②積立金残高が著しく不足しており、雇用保険財政の安定化が必要。
  - ③N年度の雇用調整助成金等への追加貸し出しが必要。
- （※次年度の当初予算も組めないおそれ）

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	55万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	0.8兆円	1.6兆円	1.6兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	1.8兆円
差引剰余	▲0.8兆円	▲0.2兆円	▲0.2兆円
積立金残高	0.0兆円	①▲0.2兆円	①▲0.4兆円



	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	55万人	55万人
保険料率	0.8%	0.8%
収入	1.8+X兆円 (繰入れ0.2+X兆円)	1.8+Y兆円 (繰入れ0.2+Y兆円)
支出	1.8兆円	1.8兆円
差引剰余	X兆円	Y兆円
積立金残高	X兆円	Y兆円

- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

※ 収支や積立金残高等を踏まえ雇用保険財政の安定化のために繰入

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース②（N+1年度55万人、N+2年度55万人）

※仮に国庫負担割合が、N年度以降 $\frac{1}{4}$ となった場合

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	55万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	1.0兆円	1.8兆円	1.8兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	1.8兆円
差引剰余	▲0.6兆円	0.0兆円	0.0兆円
積立金残高	0.2兆円	0.2兆円	0.2兆円



- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース③（N+1年度55万人、N+2年度65万人）

〈国庫繰入が想定されるケース〉

- ①収支が崩れ失業等給付費等の支給停止を防止する必要。
  - ②積立金残高が著しく不足しており、雇用保険財政の安定化が必要。
  - ③N年度の雇用調整助成金等への追加貸し出しが必要。
- （※次年度の当初予算も組めないおそれ）

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	65万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	0.8兆円	1.6兆円	1.6兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	1.9兆円
差引剰余	▲0.8兆円	▲0.2兆円	▲0.3兆円
積立金残高	0.0兆円	① ▲0.2兆円	① ▲0.5兆円



	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	55万人	65万人
保険料率	0.8%	0.8%
収入	1.8+X兆円 (繰入れ0.2+X兆円)	1.9+Y兆円 (繰入れ0.3+Y兆円)
支出	1.8兆円	1.9兆円
差引剰余	X兆円	Y兆円
積立金残高	X兆円	Y兆円

※ 収支や積立金残高等を踏まえ雇用保険財政の安定化のために繰入

- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

# 雇用保険財政が悪化した場合のシミュレーション（イメージ）

## ケース③（N+1年度55万人、N+2年度65万人）

※仮に国庫負担割合が、N年度以降1/4となった場合

	N年度	N+1年度	N+2年度
受給者実人員	45万人	55万人	65万人
保険料率	0.4%	0.8%	0.8%
収入	1.0兆円	1.8兆円	1.9兆円
支出	1.6兆円	1.8兆円	1.9兆円
差引剰余	▲0.6兆円	0.0兆円	0.0兆円
積立金残高	0.2兆円	0.2兆円	0.2兆円



- ※ 上記の各金額は規模感を示すものであることに留意。
- ※ 保険料にかかる弾力倍率による保険料率の引き上げを便宜上考慮していないことに留意。
- ※ 支出には、失業等給付費等のほか、事務費と予備費（計2,000億円程度）が含まれている。

# 弾力倍率の計算式のイメージ

## 雇用保険料（失業等給付分）

※ 徴収法第12条第5項

$$\begin{aligned}
 & \text{N年度末積立金} + \frac{\text{N+1年度の収支を見立て} \\
 & \quad \left( \text{N年度の収入(保険料・国庫負担)} - \text{支出(失業等給付費等)} \right) \\
 & \quad \quad - \text{(景気変動によって影響を受けない給付費(N年度分))} \\
 1 > \frac{\quad}{\text{N年度の支出(失業等給付費等)} \\
 & \quad \quad - \text{(景気変動によって影響を受けない給付費(N年度分))}}
 \end{aligned}$$

⇒ N+2年度 保険料率 引上げ可能 (→ +4/1000まで)

注) 景気変動によって影響を受けない給付とは、教育訓練給付及び雇用継続給付をいう。

## 国庫負担

※ 雇用保険法施行令において新たに規定する予定

$$\begin{aligned}
 & \text{N年度末積立金} + \frac{\text{N+1年度の収支を見立て} \\
 & \quad \left( \text{N年度の収入(保険料・国庫負担)} - \text{支出(失業等給付費等)} \right) \\
 & \quad \quad + \text{N+1年度における機動的繰入規定に基づく国庫負担額} \\
 1 > \frac{\quad}{\text{N年度の支出(失業等給付費等)}}
 \end{aligned}$$

⇒ N+2年度の国庫負担 1/4※

注) 赤字は、雇用保険料率(失業等給付分)の変更に係る弾力倍率(徴収法第12条第5項)から追加する部分

※N+1年度における機動的繰入規定に基づく国庫負担額を考慮して弾力倍率(国庫負担)が1倍以上となる場合は、N+2年度の国庫負担割合は1/40となる。

# 参 考

# 令和4年度予算編成の前提としている制度的枠組み(令和3年12月22日大臣折衝)

## (保険料率、国庫負担、雇用保険臨時特例法)

雇用保険制度については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等を踏まえ、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営を図り、セーフティネット機能を十分に発揮するため、以下のとおりとする。

### (1) 雇用保険料

令和4年度に限り、失業等給付の雇用保険料を本則(0.8%)から引下げ、4月から9月は0.2%、10月から令和5年3月は0.6%とする。

### (2) 国庫負担

#### ① 求職者給付

(i) 雇用保険の財政状況及び雇用情勢に応じた国庫負担とするため、以下のとおりとする。

イ 労働保険特別会計雇用勘定の財政状況及び雇用情勢が一定の基準(注1)に該当する場合：現行の本則(1/4等)

ロ 上記以外の場合：現行の本則の10%

(注1) 前々年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均が70万人以上 かつ 前々年度の弾力倍率が1未満

(ii) 予算で定めるところにより、失業等給付等に要する費用の一部を国庫が負担することができることとする。

(注2) 但し、雇用保険料が本則(0.8%)以上である場合若しくは次年度に本則となる見込みである場合又は積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合に限る。なお、本項に基づき負担した額は、(注1)の弾力倍率の計算に含めることとする。

#### ② 育児休業給付等

同給付の収支状況等を踏まえ、現行の国庫負担を令和6年度末まで維持し、本則(1/8)の10%とする。

#### ③ 求職者支援制度

雇用保険被保険者以外に対するセーフティネット機能を強化する観点から、令和4年度以降当分の間、国庫負担を本則(1/2)の10%(現行)から55%とする。

### (3) 雇用保険臨時特例法

新型コロナウイルス禍に対応するため、一般会計からの任意繰入及び雇用調整助成金等に係る一般会計負担について、令和4年度末まで可能とする。

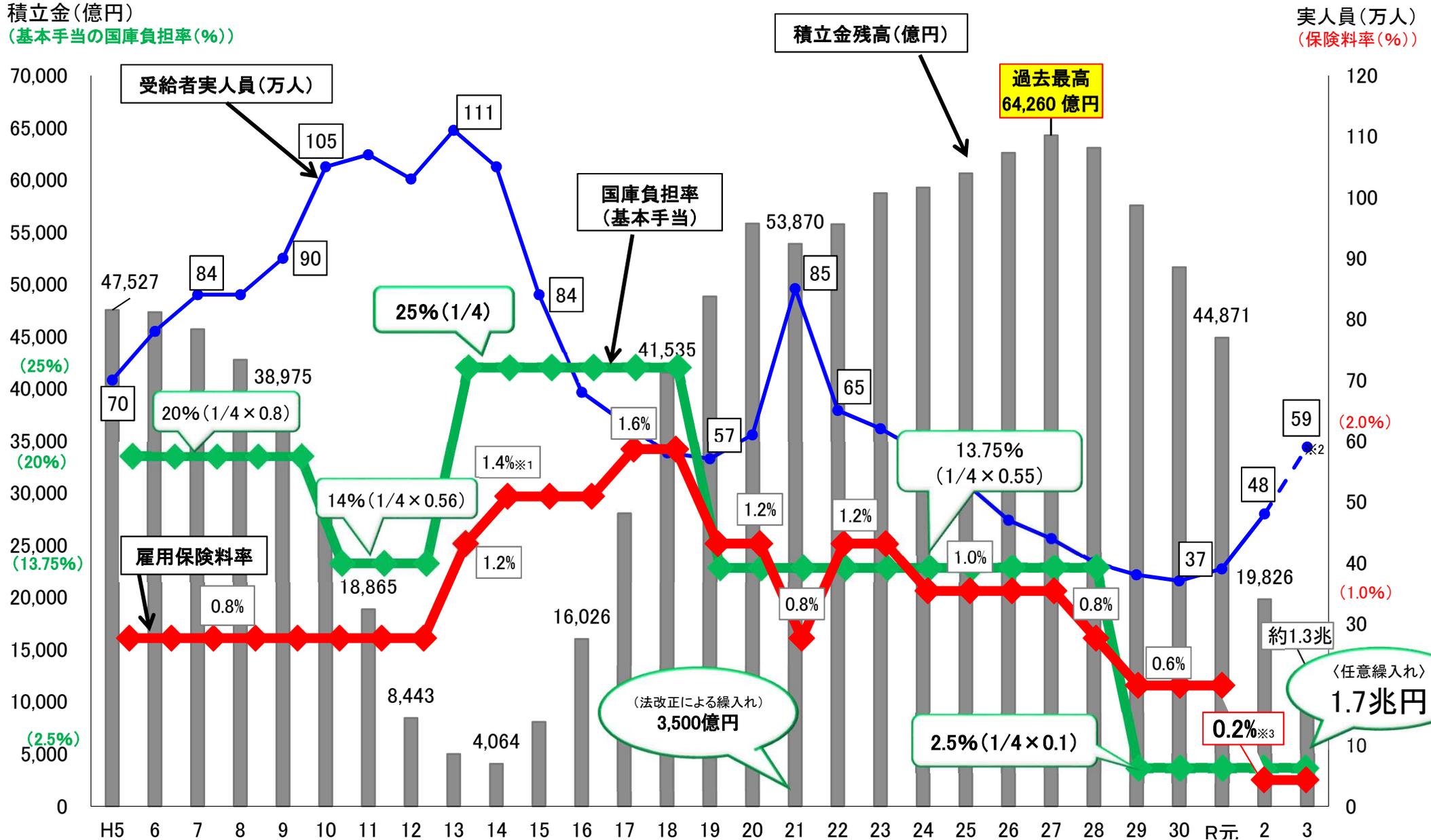
# 失業等給付の国庫負担率の全体像

国庫負担率		雇用保険財政状況 (弾力倍率※)			新たな国庫繰入規定
		1未満	1以上 2以下	2超	
雇用情勢 (受給者 実人員 ※)	70万人以上	① 1 / 4	③ 1 / 4 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険料率が0.8%以上である場合</li> <li>○次年度に0.8%となる見込みである場合（前年度の弾力倍率が2以下）</li> <li>○積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合（前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急速に悪化している場合）</li> </ul>	
	70万人未満	② 1 / 4 0			→発動可能

※令和4年度については、雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入を延長。

※N年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均及び弾力倍率により、N+2年度の国庫負担率を判断。

# 失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移



(注) 積立金残高は、令和2年度までは決算額、令和3年度は見込ベースであり、また雇用安定事業への貸し出し額（令和2年度：1兆3,951億円、令和3年度：1.2兆円程度）を織り込んだ額。

- ※1 平成14年度は10月から弾力条項により2/1,000 引上げ
- ※2 当初予算上の年度月平均
- ※3 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率（4%）を切り離している。
- ※4 国庫負担率は、基本手当分について掲記している。